

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

求釈明書 要旨

2025年5月16日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告 岡 田 正 則

1 杉田官房副長官の文書作成義務について

- (1) 被告は、一方で、杉田官房副長官が本件総合調整事務（2020年の学会会議会員任命事務への関与）を行ったことを認めながら、他方で、この事務が副長官の所掌事務ではないので、文書作成義務がないとも主張しています。そうすると、被告は、本件総合調整事務も令和2年改選に係る事務も官房副長官の所掌事務ではないと主張するのでしょうか、また、杉田副長官が本件総合調整事務について所掌外の事務処理を違法に行ったと主張するのでしょうか。これらの点を明らかにして下さい。
- (2) 被告は、杉田副長官が行った本件総合調整事務について、公文書管理法4条の文書作成義務を負わないと主張しています。それでは、被告は、本件総合調整事務は「処理に係る事案が軽微なもの」（法4条）に該当するため文書作成義務を負わないと主張するのでしょうか。そうであれば、その事務が本当に軽微かどうかを具体的に点検しなければなりませんので、その事務が行われた日時およびその内容を具体的に明らかにして下さい。

2 杉田官房副長官の文書取得について

被告は、杉田副長官が本件に係る文書を何も取得していないと主張しています。そうすると、被告は、杉田副長官はまったく資料となる文書を参照することなく

会員候補者 105 名から 6 名を選定することが可能であると主張するのでしょうか。可能となる方法を明らかにして下さい。

3 菅内閣総理大臣の文書作成義務および文書取得について

被告は、2020 年 9 月 22 日または 23 日に菅総理大臣が杉田副長官から相談を受けて 6 名を外す旨の内容を了承することを直接判断したことを認めています。しかし、この直接判断について、被告は、菅総理の作成文書も取得文書も出していません。被告は、この直接判断について、菅総理が公文書管理法上の文書作成義務を負うことを認めるのか否定するのか、および、直接判断の際に取得したはずの文書の所在を明らかにして下さい。

(4 項と 5 項は省略します)

6 文書の探索について

被告は、「十分な探索をしたが、対象文書は見つかっていない」と主張しています。しかし、担当省庁による探索について、沖縄「密約」訴訟 1 審判決は「文書を秘匿する立場にある者が探索したとしても、その精度及び結果の信用性には限界がある」とその信用性を否定し、文書「不存在」処分を取消し、文書開示を命じました。被告側は、控訴審の段階で、省庁自身の調査チームではなく、第三者をも構成員とする調査委員会をつくり、延べ 1000 人以上を投入し、大規模で詳細な探索を行いました。東京高裁・最高裁は、このような探索を前提として判断しました。したがって、被告は、「十分な探索をした」というのであれば、探索における公正な第三者の有無、対象ファイルの冊数、電子機器類の種類・設置場所と台数、探索の年月日と各期日における探索者の人数などを説明しなければなりません。これらの点を明らかにして下さい。

(7 項と 8 項は省略します)

以上